

育児休業取得予定＆取得中のみなさまへ

出産(子の出生)～復職までの間に育児休業を取得した際に受給可能となる給付金手続きについてのお知らせです。
お子様の月齢や復職タイミングにより受給の可否や手続き内容が異なりますので、ご自身の育児休業取得予定にあわせて隨時ご確認ください。



育児休業を取得した時



その子が1歳に達する日(誕生日の前日)まで育児休業手当金(休業開始日から180日目までの間は1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22相当額)×67/100、181日目以降は50/100)が支給されます。

詳細は

→ A-I 育児休業手当金について



夫婦で育児休業を取得した時



組合員と配偶者双方が対象期間内に14日間以上の育児休業を取得するとき等は、育児休業手当金とは別に育児休業支援手当金(1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22相当額)×13/100)が最長28日間支給されます。

詳細は

→ B 育児休業支援手当金について



子が1歳になった時

原則、育児休業手当金の受給終了



1歳のお誕生日前に職場復帰を予定していたけど保育園の入園が難しそう!!という場合

詳細は

→ A-II 育児休業手当金の延長について(保育所等に入所できなかった場合)



育児休業手当金の延長を行うためには、あらかじめ市区町村に保育所等利用の申込みを行い、子が1歳に達する日の翌日(子の誕生日)時点で保育が実施されないこと、保育所等の利用申込みが速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要です。

(R7.4からの追加要件)

育児休業手当金および育児休業支援手当金について

A-I 育児休業手当金について

組合員が育児休業を取得するときは、その子が1歳に達する日(誕生日の前日)まで(※1)育児休業手当金(休業開始日から180日目までの間は1日につき(※2)標準報酬日額(標準報酬月額の1/22相当額)(※3)×67/100、181日目以降は50/100)が支給されます。

※1 下記(1)または(2)に該当する場合は1歳6ヶ月に達するまでの間(1歳6ヶ月に達した日後も(1)、(2)に該当する場合は更に2歳に達するまでの間)。また、父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間。

(1) 保育園・認定こども園等に入所を希望し、申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、

入所できない場合

※ 対象となる保育所等は、児童福祉法に規定する保育所又は家庭的保育事業等による保育の利用、若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園をいい、いわゆる無認可保育施設等は含みません。

(2) 子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間についても養育を行う予定であったものが、次のいずれかに該当した場合

- ・死亡したとき
- ・負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、子を養育することが困難な状態になったとき
- ・婚姻の解消その他の事情により、配偶者が子と別居することとなったとき
- ・6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定があるか又は産後8週間を経過しないとき

※2 育児休業手当金は週休日は支給されません。独立行政法人等について、就業規則等で祝日や年末年始を休日と定めている場合があります。その定められた祝日や年末年始等は、支給対象日に含まれません。

※3 支給額については、雇用保険法の規定による育児休業給付に準じた上限額があります。

育児休業手当金に係る必要書類(子が1歳に達するまでの期間)

育児休業手当金請求書 辞令の写し

A-II 育児休業手当金の延長について(保育所等に入所できなかった場合)

育児休業の延長と育児休業手当金の延長は手続が異なりますのでご注意ください

育児休業手当金の延長を行うためには、あらかじめ市区町村に保育所等利用の申込みを行い、子が1歳に達する日の翌日(子の誕生日)時点で保育が実施されないこと、保育所等利用の申込みが速やかな職場復帰のために行われたものであると認められると認められることが必要です。(R7.4からの追加要件)

『速やかな職場復帰のために行われたもの』については下記①～③の3点全てを満たしていることが条件

① 子が1歳に達する日の翌日前の日を入所希望日として入所申込みをしていること。
② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと。

※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～fのいずれかに該当する場合。

- 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合(本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。)
 - 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日(曜日)では職場復帰後の勤務時間または勤務日(曜日)に対応できない場合
 - 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申込み不可となっている場合(医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です)
 - 兄弟姉妹が同じ保育所等の利用(入所)を希望する場合
 - 30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合
- ③ 市区町村等に対する保育所等利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

→入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は要件を満たさず支給不可となります。

育児休業手当金延長対象が認められない場合

- 子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日とする保育所等利用の申込みを行わなかった場合。
(入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ「入所が困難」との返答があったため申込みを行わなかった場合や申込みを失念していた場合等)
- 子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みを行わず、1歳到達後を入所希望日として入所申込みを行い、不承諾となっている場合
(例：子の誕生日が5月31日で6月1日を入所希望日として申込みした場合)。
- 子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みを行っているものの、その後にやむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。
→入所保留通知書等入手後にそれ以降の**入所審査を辞退した場合は**、「速やかな職場復帰のために行われたもの」とは認められないため、**通知書等の有効期間内であっても支給停止**となります。
- 合理的な理由なく自宅から片道30分以上要する保育園等のみに申し込んだ場合。

その他注意点

育児休業手当金の延長を必要とする場合は、上記についてご確認のうえ、不明点がある場合は**事前に余裕をもって所属所担当者へご確認をお願いいたします**。相談のタイミングによっては支給不可となる場合がありますのでご注意ください。

育児休業手当金延長に係る必要書類

- 育児休業手当金請求書
- 辞令の写し
- 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)
 - ・ 最新のもの。市区町村が交付する入所保留通知書等の有効期限を過ぎている場合は、支給は認められません。
 - ・ 発行年月日が子が1歳に達する日の翌日の2か月前(4月入所の場合は3か月前)の日以後の日付となっているもの(市町村が対応しない場合はその旨を育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書に記載)
 - ・ 発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等(子が1歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。)
- 市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
申込書の写しを提出する際には下記留意点を必ずご確認ください。
 - ・ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
 - ・ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、支給不可となります。
 - ・ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
 - ・ 提出された申込書の写しの内容が実際の申込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて理由書の提出等を求めることがあります。**(入所申込後、入所保留通知等受領後に以降の審査辞退をしたが、その旨申し出なかった場合等)**

※ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申しこみを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載したうえで以下の書類を添付してください。

【障害者手帳(写)、特別児童扶養手当証書(写)、医師の診断書等のいずれか】

B 育児休業支援手当金について

組合員と配偶者双方が対象期間内に14日間以上の育児休業を取得するとき等は、育児休業手当金とは別に育児休業支援手当金(1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22相当額)×13/100)が最長28日間(※)支給されます。

※ 最長28日間は暦日でのカウントとなり、実際の給付日数とは異なります。

対象期間内のうち育児休業を取得した日から暦日で28日間の期間に含まれる要勤務日が給付日数となりますのでご留意ください。

【対象期間】

パパ：当該育児休業に係る子の出生の日から56日を経過する日の翌日までの期間

ママ：当該育児休業に係る子の出生の日から112日を経過する日の翌日までの期間等

ママは出産予定日と出産日が異なる場合は対象期間の始期または終期が変更となります。

【請求期限】

育児休業開始から2年以内(14日間以上の育児休業取得後の翌月から請求可能となります)

【支給要件】

- ① 組合員が対象期間内に通算して14日間以上の育児休業を取得したこと
- ② 組合員の配偶者が子の出生の日から56日を経過する日の翌日までの期間に14日以上育児休業を取得したこと、または、配偶者の育児休業を要件としない以下の場合(※)に該当していること

※ 配偶者の育児休業を要件としない場合

- (ア) 配偶者がいない
- (イ) 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- (ウ) 組合員が配偶者から暴力を受け別居中
- (エ) 配偶者が無職
- (オ) 配偶者が自営業やフリーランスなど雇用される労働者ではない
- (カ) 配偶者が産後休業中
- (キ) (ア)～(カ)以外の理由で配偶者が育児休業することができない

◎ 男性組合員の場合は子が養子でない限り上記のいずれかに該当するため、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件にならない。

育児休業支援手当金請求に係る必要書類

○ 育児休業支援手当金請求書 他、組合員及び配偶者の状況に応じた下記の書類

組合員がパパで配偶者が

お勧めの場合

- ・ママの産後休暇(休業)取得がわかる資料
- ・出勤簿/休暇簿の写し 等

組合員がママで配偶者が

お勧めの場合

- ・パパの育児休業取得がわかる資料
- ・辞令の写し 等

配偶者がいない場合

- ・戸籍謄本の写し

配偶者が無職の場合

*被扶養者ではない場合

- ・世帯全員の住民票の写し(続柄あり)
- ・配偶者の直近の課税証明書

(課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し等子の出生日の翌日時点に退職していることが分かる書類も必要)

配偶者が自営業やフリーランスなど
雇用される労働者ではない場合
*被扶養者ではない場合

- ・世帯全員の住民票の写し(続柄あり)
- ・配偶者の直近の課税証明書

(課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば事業主発行の退職証明書の写し等子の出生日の翌日時点に退職していることが分かる書類、給与収入金額が労働性のない役員の役員報酬である場合等の場合はその身分を証明する書類(役員名簿や身分証の写し)が必要)

上記のほか、共済組合が必要と認める場合は別途書類を求める場合があります。

注：本資料については、従前（R7.4.1以前）の取扱いおよびR7.4.1施行の育児休業手当金延長の厳格化等に係る運用について明文化したものであり、本資料の発行をもって新たに運用するものではありません。